

(様式例第11)

荘病発第184号
令和元年 9月13日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者

住 所 鶴岡市泉町4番20号
鶴岡市
氏 名 鶴岡市長 皆川 治



鶴岡市立荘内病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、平成30年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒997-8515 鶴岡市泉町4番20号
氏名	鶴岡市長 皆川 治

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

鶴岡市立荘内病院

3 所在の場所

〒997-8515 鶴岡市泉町4番20号

電話 (0235) 26-5111

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
床	床	床	床	521床	521床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 救急蘇生装置、心電計、呼吸循環監視装置、人工呼吸装置、酸素濃度測定装置、超音波診断装置、心電図モニター装置、除細動器、ペースメーカー、血液ガス分析装置、体温管理装置 病床数 23床 ICU
化学検査室	(主な設備) 汎用多項目自動分析機 2台
細菌検査室	(主な設備) 同定・薬剤感受性パネル自動測定装置 1台 自動血液培養装置 2台
病理検査室	(主な設備) 密閉式自動固定包埋装置、クリオスタッフ
病理解剖室	(主な設備) 電動上下式解剖台(排気型)、高圧蒸気滅菌器
研究室	(主な設備) デスクトップパソコン、プリンター、高精細モニター
講義室	室数 1室 収容定員 160人 ビデオプロジェクター 1台
図書室	室数 1室 蔵書数 13,634冊(雑誌・DVD等含まず)
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 1台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 31.44 m ²

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	78.2%	算定期間	平成30年4月1日～31年3月31日
地域医療支援病院逆紹介率	100.2%		
算出根拠	A：紹介患者の数		7,122人
	B：初診患者の数		9,105人
	C：逆紹介患者の数		9,124人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受け入れに対応できる医療従事者の確保状況 (別紙のとおり)

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
			常勤 専従 非常勤 非専従		
		別紙のとおり	常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	23床
専用病床	床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要(主な設備)	24時間使用の可否
救急センター	450.35 m ²	全自動血液ガス分析装置、心電計除細動器、酸素流量計、人工呼吸器、超音波診断装置、自動血圧計、患者監視装置	可
放射線画像センター	1609.27 m ²	マルチスライスCT、MRI、血管造影撮影装置 デジタルエックス線一般撮影装置	可
内視鏡センター	212.12 m ²	消化管上部・下部電子内視鏡システム、気管支電子内視鏡システム	可
中央検査室	676.42 m ²	全自動血球分類装置、生化学全自動汎用分析装置、全自動凝固機能測定装置、免疫自動分析装置、全自動血液型不規則抗体検査装置	可
細菌検査室	46.6 m ²	同定・薬剤感受性パネル自動測定装置、自動血液培養装置、遺伝子増幅・測定装置、孵卵器、オートクレーブ、安全キャビネット	可
集中治療センター	434.04 m ²	救急蘇生装置、心電計、呼吸循環監視装置、人工呼吸装置 超音波診断装置、心電図モニター装置 除細動器、ペースメーカー・血液ガス分析装置、体温管理装置、自家発電装置・無停電装置(機械室に設置)	可

4 備考

救急告示病院(平成30年7月1日～33年6月30日 告示)

(注)特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。

既に、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について(昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知)に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した 救急患者の数	4,414人 (2,460人)
上記以外の救急患者の数	12,098人 (3,209人)
合計	16,512人 (5,669人)

(注)それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1台
---------------	----

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

平成30年度共同利用医療機関延べ数 299件
・施設共同利用医療機関延べ数 0件
・機器共同利用医療機関延べ数 299件
(CT105件、MRI 181件、骨塩定13件)

上記の医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関延べ数件

・施設共同利用医療機関延べ数 0件
・機器共同利用医療機関延べ数 299件

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

- ・建物の全部
- ・磁気共鳴断層撮影装置 (MRI)
- ・コンピューター断層撮影装置 (CT)
- ・ラジオアイソトープ検査装置 (RI)
- ・その他病院長が認めた医療機器

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規定の有無 有 無
イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名： [REDACTED]

職種： 保健師

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別紙のとおり				

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

鶴岡市立荘内病院地域医療従事者共同利用制度運営要領

第1 総則

1 目的

この要領は、鶴岡市立荘内病院(以下「荘内病院」という。)が地域等の医療機関(鶴岡市、三川町及び荘内病院と医療連携を行っている周辺地域の医療機関をいう。)の医療従事者に診療・研修の機会を提供するために施設及び機器を開放し、それらの共同利用(以下「共同利用制度」という。)をとおし、地域等の医療機関との更なる連携のもとに住民に良質な医療の提供と上記の医療従事者相互の医療の質の向上を図ることを目的とする。

2 共同利用制度

共同利用制度は次の3つの類型の共同利用制度により運営する。

- (1) 紹介患者診療型共同利用(施設共同利用)
- (2) 医療機器利用型共同利用(機器共同利用)
- (3) 研修会参加型共同利用(研修会共同利用)

ただし、施設及び機器を共同利用する医師は事前に登録するものとする。
(以下「登録医」という。)

3 登録医の遵守事項

紹介患者診療型共同利用、医療機器利用型共同利用を利用する登録医は、病院内においては次の事項を遵守するものとする。

- (1) 利用に際しては、病院内担当医等とあらかじめ事前調整をし、地域医療連携室(利用方法については別に定める。)で受付を得て利用する。
- (2) 白衣を着用する。
- (3) 第2の5により発行された「登録医証」を必ず着用する。
- (4) 病院内の諸規則を遵守する。

4 報酬

共同利用制度を利用する登録医に対しては、その目的に鑑み報酬等は支給しない。

5 事故

院内マニュアルを遵守し事故防止に努めることとする。

- (1) 共同利用制度の実施により生じた事故等については、別途協議のうえ対応する。
- (2) 事故発生時は、マニュアルに従い緊急時の初動体制を実施し、事故報告を行うこととする。

6 情報の持ち出し禁止

いかなる情報に関わらず、許可なく院外に持ち出すことを禁ずる。

第2 医療機関等の登録

1 事前登録

共同利用制度は、研修会等への参加を除いて施設及び機器の利用に際しては事前に登録をしなければならない。

2 登録名

共同利用制度の利用登録名は、紹介患者診療型共同利用及び医療機器利用型共同利用に際しては医療機関名をもって登録するものとする。

3 登録の対象医療機関

共同利用制度における各類型ごとの登録できる医療機関の対象は、圏内病院と医療連携を行っている地域等の医療機関とする。

4 登録の申請

(1) 共同利用制度の利用のための登録を行おうとする医療機関は、「共同利用制度登録申請書」(別紙様式1)により病院長に登録申請するものとする。

(2) 病院長が申請内容を審査し、登録を承認した場合は「共同利用制度登録機関名簿」(別紙様式2)に登録医療機関名・登録医師名などを登録して当該医療機関へ通知する。

5 登録医証の発行及び共同利用制度登録確認書の送付

「共同利用制度登録機関名簿」に登録医として登録された医師には「登録医証」を発行するとともに、「共同利用制度登録確認書」(別紙様式3)を送付する。

6 登録有効期間

登録の有効期限は登録日の属する年度の3月31日までとし、特別の事情がない限り次年度以降において毎年更新することができる。

7 登録内容の変更

(1) 「共同利用制度登録機関名簿」に登録された登録医を追加するなどその登録内容を変更する場合には、「共同利用制度登録変更申請書」によりその変更を行うものとする。

(2) 変更申請がなされた場合の処理については、申請時の場合の処理に準じる。

8 登録の辞退

「共同利用制度登録機関名簿」の登録を辞退する医療機関は、病院長に対し文書により辞退の申し出をしなければならない。

9 登録の抹消

以下の場合、登録を抹消する。

(1) 保険医でなくなった場合

(2) 登録医が死亡した場合

(3) 共同利用の継続がしがたい事由が生じた場合

第3 紹介患者診療型共同利用（施設共同利用）

1 紹介患者診療型共同利用の内容

地域等の医療機関から紹介され入院した患者の診療について、地域でのかかりつけ医としての立場を尊重しながら、登録医と病院内担当医が共同して当該患者の検査、処置又は患者指導を行い、退院後のかかりつけ医への円滑な連携に資するとともに、当該患者に対してより良い医療の提供を目指すための診療型の共同利用をいう。

2 利用できる対象者

当該共同利用制度を利用できる医療従事者は、登録された医療機関の登録医とする。

3 利用できる時間

当該共同利用ができる時間は、次のとおりとする。

- (1) 時間内は、荘内病院地域医療連携室を経由し、病院内担当医と事前調整後に登録医へ報告するものとする。
- (2) 時間外に利用する場合は、時間内に荘内病院地域医療連携室を経由して、病院内担当医と事前調整後に登録医へ報告するものとする。

4 共同利用のための専用病床

当該共同利用のための専用病床として、4階から8階までの各東、西入院棟それぞれに1床の計10床を確保する。

5 共同利用のための事前調整

紹介入院となった患者に対して、当該共同利用を行おうとする登録医は、あらかじめ病院内担当医と事前調整しなければならない。

6 共同利用後の報告

当該共同利用を行った登録医は、当日の共同利用終了後に「共同診療実施記録」(別紙様式4)に必要事項を記入するものとする。

第4 医療機器利用型共同利用（機器共同利用）

1 医療機器利用型共同利用の内容

地域等医療機関が検査目的で紹介する患者について、地域でのかかりつけ医としての立場を尊重しながら、依頼医（登録医であり検査を希望する医師をいう。）と病院内担当医が連携し病院内の医療器械を活用し当該検査を行うもので、検査後のかかりつけ医との円滑な連携に資するとともに、当該患者に対してより良い医療の提供を目指すための共同利用をいう。

2 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる医療従事者は、登録された医療機関の登録医とする。

3 利用して頂ける時間

当該共同利用を利用できる時間は、病院開院日の時間内とする。

4 対象医療機器

当該共同利用として利用できる医療機器は、次のとおりとする。

- (1) 磁気共鳴断層撮影装置(M.R.I.)
- (2) コンピュータ断層撮影装置(C.T.)
- (3) ラジオアイソトープ検査装置(R.I.)
- (4) その他病院長が認めた医療機器

5 利用方法

利用方法は次の二通りとする。

- (1) 当院の担当医に検査を委ねるとき
- (2) 依頼医が共同で検査を行うとき
 - ① 依頼医は事前に希望する検査予約を行うこととする。
 - ② 共同で行う検査については、荘内病院担当医を責任者とする。
 - ③ 検査を行う際に使用する造影剤や医療機器等の使用料若しくは検査以外に処置等を行ったときの経費等は、荘内病院の負担とする。

6 予約の調整

当該共同利用を行おうとする依頼医は、共同利用を希望する医療機器の検査予約を地域医療連携室を通じて行うものとする。

7 共同利用後の報告

- (1) 当院の放射線科医に検査と読影診断を委ねるとき

荘内病院では、検査依頼票と放射線科医の読影レポートを保存する。

- (2) 依頼医が共同で検査を行うとき

当該共同利用を行った依頼医は、当日の共同利用終了後に「共同診療実施記録」に必要事項を記入するものとする。

第5 研修参加型共同利用（研修会共同利用）

1 研修会参加型共同利用の内容

当院が実施する研修会・研究会を広く地域等の医療従事者に開放するとともに、研修・研究の機会の場を提供し、地域等の医療従事者相互の医療の質の向上を図るための共同利用をいう。

2 利用できる対象者

研修会等への参加については、事前に登録は行わないものとする。

3 対象研修会等

当院で地域等の医療従事者に公開することを目的とした研修会・研究会とする。また、研修会等の広報は、地域等の医療機関に対して隨時行うものとする。

4 利用時の手続き

当該共同利用制度による研修会等を利用する地域等の医療従事者は、開催された会の会場受付において参加者名簿に必要事項を記入するものとする。

第6 協議

共同利用制度を実施するにあたって、必要となる経費等については、関係する団体等と荘内病院が協議してこれを決めるものとする。

附則

1 この要領は、平成17年3月22日から施行する。

附則

2 この要領は、平成21年3月1日から施行する。

登録医療機関名簿

(平成31年3月31日)

No.	医療機関	住所	主たる診療科	地域医療支援病院開設者との経営上の関係	共同利用型施設 1機器 2
1	上野整形外科	鶴岡市日吉町10-43	整形外科	無	1
2	木根淵医院	鶴岡市本町一丁目6-34	皮膚科、泌尿器科	無	1
3	藤吉内科医院	鶴岡市山王町14-15	内科	無	1・2
4	すこやかレディースクリニック	鶴岡市東原町19-27	産婦人科、内科、神経科	無	1
5	スズキ内科クリニック	鶴岡市若葉町25-15	内科	無	1・2
6	犬塚医院	鶴岡市本町二丁目11-15	内科、循環器科	無	1・2
7	佐藤診療所	鶴岡市鼠ヶ関乙49	外科	無	1
8	三井病院	鶴岡市美咲町28-1	産婦人科	無	1・2
9	今立小児科医院	鶴岡市鳥居町2-30	小児科	無	1・2
10	中目内科胃腸科医院	鶴岡市昭和町10-5	内科	無	1
11	佐藤診療所	鶴岡市湯温海甲127-1	内科	無	1・2
12	さくまクリニック	鶴岡市湯田川字中田8-3	内科	無	1・2
13	宮原病院	鶴岡市三和町1-53	内科	無	1
14	佐久間医院	鶴岡市西荒屋字川原田98	内科	無	1・2
15	斎藤胃腸クリニック	鶴岡市本町二丁目2-35	外科	無	1・2
16	真島医院	鶴岡市山王町3-29	外科、内科、消化器科	無	1・2
17	鶴岡協立病院	鶴岡市文園町9-34	内科	無	1・2
18	渡部泌尿器科内科医院	鶴岡市本町二丁目16-4	泌尿器科	無	1・2
19	土田内科医院	鶴岡市板井川字片茎75	内科	無	1・2
20	三浦クリニック	鶴岡市美咲町27-3	泌尿器科	無	1・2
21	鶴岡協立病院	鶴岡市文園町9-34	皮膚科	無	2
22	中村内科胃腸科医院	鶴岡市新海町14-20	内科、消化器科	無	1・2
23	三原皮膚科	鶴岡市錦町17-3	皮膚科	無	1
24	美咲クリニック	鶴岡市美咲町25-5	整形外科	無	1・2
25	菊地内科クリニック	鶴岡市東原町25-51	内科	無	1・2
26	いとうクリニック	鶴岡市日出一丁目17-8	耳鼻咽喉科	無	1・2
27	こばやしクリニック	鶴岡市藤浪四丁目111-2	内科、外科、皮膚科、アレルギー科、脳神経外科、泌尿器科、リハビリテーション科	無	1
28	佐藤医院	鶴岡市羽黒町野荒町字街道上6-2	内科	無	1・2
29	わだ内科医院	鶴岡市下川字七窪2-1198	内科、循環器科、呼吸器科、アレルギー科、小児科	無	1・2
30	鶴岡協立リハビリテーション病院	鶴岡市上山添字神明前38	リハビリテーション科	無	1・2
31	須田内科クリニック	鶴岡市宝田一丁目9-86	内科	無	1・2
32	たんぽぽクリニック	鶴岡市日枝字鳥居上43-1	産婦人科	無	1・2
33	石橋内科胃腸科医院	鶴岡市藤島字笹花48-15	内科、胃腸科	無	1・2
34	滝沢眼科	鶴岡市本町三丁目7-65	眼科	無	1・2
35	宝田整形外科クリニック	鶴岡市宝田一丁目9-80	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	無	1・2

登録医療機関名簿

(平成31年3月31日)

No.	医療機関	住所	主たる診療科	地域医療支援病院開設者との経営上の関係	共同利用類型施設 1機器 2
36	おぎわら医院	鶴岡市切添町21-2	整形外科	無	1・2
37	湯田川温泉リハビリテーション病院	鶴岡市湯田川字中田35-10	内科	有	1・2
38	おのこども診療所	鶴岡市桜新町12-1	小児科	無	1
39	はらだこども医院	鶴岡市西新斎町3-7	小児科	無	1・2
40	満天クリニック	鶴岡市のぞみ町5-17	心臓血管内科、内科、血管外科、胸部外科	無	1・2
41	よこやま皮膚科医院	鶴岡市美咲町25-12	皮膚科	無	1
42	諸橋医院 いずみまちクリニック	鶴岡市泉町8-66	整形外科	無	1・2
43	斎藤内科医院	鶴岡市本町二丁目6—30	内科、消化器科	無	1
44	さとう整形外科クリニック	鶴岡市城北町26-10	整形外科、リハビリテーション科	無	2
45	成澤医院	庄内町清川字腹巻野45-1	内科	無	2
46	湯田川温泉リハビリテーション病院	鶴岡市湯田川字中田35-10	脳神経外科	有	1・2
47	文園矯正歯科	鶴岡市文園町3-6	矯正歯科、小児歯科	無	1・2
48	局山堂山薦歯科医院	庄内町余目字三人谷地17	歯科	無	1・2
49	毛呂歯科医院	鶴岡市泉町8-14	一般歯科、口腔外科、小児歯科	無	1・2
50	迎田歯科医院	鶴岡市本町二丁目14-25	歯科、小児歯科	無	1
51	五十嵐歯科医院	鶴岡市睦町17-5	一般歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科	無	1・2
52	鼠ヶ関番場歯科医院	鶴岡市鼠ヶ関乙136-3	歯科	無	1・2
53	歯科黒谷クリニック	鶴岡市上畠町5-27	一般歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科	無	1・2
54	歯科家中新町クリニック	鶴岡市家中新町15-39	一般歯科、小児歯科、矯正歯科、	無	1
55	いのこファミリー歯科医院	三川町猪子大堰端331-8	歯科、小児歯科、歯科口腔外科、	無	1・2
56	ほんま歯科クリニック	鶴岡市羽黒町押口字川端42-39	歯科	無	1・2
57	大平歯科医院	鶴岡市三瀬宮ノ前18-2	歯科、歯科口腔外科	無	1
58	茅原クリニック	鶴岡市茅原町26-23	内科、外科	無	2
59	清野歯科医院	鶴岡市睦町6-11	歯科一般、小児歯科	無	1・2
60	三川歯科	三川町横山字袖東2-1	歯科	無	1・2
61	ふじしま歯科医院	鶴岡市藤波4丁目103-6	歯科・小児歯科・矯正歯科	無	1・2
62	池田内科医院	鶴岡市本町三丁目17番17号	内科・内分泌・代謝科	無	1・2
63	桂医院	鶴岡市桂荒俣字下桂105-2	内科	無	1・2
64	マエストロデンタルクリニック	三川町猪子字和田庫128-1	歯科	無	1・2
65	みどり町澤田歯科医院	鶴岡市みどり町32-58	歯科	無	1・2
66	なごみクリニック	鶴岡市桜新町13-3	心療内科・精神科	無	1・2
67	庄南クリニック	鶴岡市美咲町24-8	内科・放射線診断科	無	2
68	ましま内科クリニック	鶴岡市ほなみ町7-11	内科	無	1・2
69	富樫歯科医院	鶴岡市大山三丁目10-6	歯科	無	1・2
70	耳鼻咽喉科たからだクリニック	鶴岡市茅原草見鶴29-4	耳鼻咽喉科	無	1・2

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るために研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

別紙のとおり

2 研修の実績 (平成30年度実績 別紙のとおり)

(1) 地域の医療従事者への実施回数	<ul style="list-style-type: none"> ・バス関係研修会 29回 院内 258名 院外 419名 計 677名 ・緩和ケア関係研修会 25回 院内 109名 院外 1,225名 計1,334名 ・救急教育研修 1回 院内 16名 院外 1名 計 17名 ・各科症例検討会 38回 院内396名 院外 106名 計 502名
(2) (1) の合計研修者数	2,530名 (うち院外 1,751名)

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを見ること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 有・無
イ 研修委員会設置の有無 有・無
ウ 研修指導者 (別紙のとおり)

研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験数	特記事項
		別紙のとおり			

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要(主な設備)
講義室	210.00 m ²	机(30台)、イス(200脚)、ビデオデッキ、カセットデッキ、CDプレイヤー、DVDプレイヤー、ビデオプロジェクター、電動スクリーン、電動カーテン、マイク、レーザーポインター、演台、移動式ステージ、ホワイトボード、パソコン、ピアノ
研究室 301・302	64.14 m ²	机(10台)、イス(30脚)、パソコン3台、プリンター2台、高精細モニター
201会議室	60.70 m ²	机(12台)、イス(36脚)、移動用スクリーン、ホワイトボード、パソコン1台
202会議室	29.95 m ²	机(8台)、イス(24脚)、ホワイトボード

平成30年度 地域医療連携のための研究会・講演会 開催実績一覧

No.	実施日	研修内容	対象者	院内	院外	合計
1	30.4.10	第1回 大腿骨個別バス委員会(運用状況報告、予後調査のまとめと報告、アクションプランについて 他)	当院職員及び地域医療関係者	8	9	17
2	30.4.10	第1回 脳卒中個別バス委員会(アクションプランについて、運用状況報告 他)	当院職員及び地域医療関係者	13	14	27
3	30.4.24	大腿骨個別バス委員会予後調査作業部会(予後調査のまとめ方について、学会発表について 他)	当院職員及び地域医療関係者	3	6	9
4	30.5.8	第1回 庄内南部地域連携バス推進協議会全体会(各個別バス委員会の報告、運用状況、学術講演会について)	当院職員及び地域医療関係者	32	31	63
5	30.5.8	第2回 大腿骨個別バス委員会(アクションプランについて、バリアンス分析について)	当院職員及び地域医療関係者	6	8	14
6	30.5.	第2回 脳卒中個別バス委員会(アクションプランについて、運用状況報告 他)	当院職員及び地域医療関係者	14	13	27
7	30.5.22	大腿骨個別バス委員会予後調査作業部会(予後調査のまとめ方について、学会発表の発表者について 他)	当院職員及び地域医療関係者	4	5	9
8	30.6.12	大腿骨個別バス委員会予後調査作業部会(予後調査のまとめ方、発表者の分析について 他)	当院職員及び地域医療関係者	5	7	12
9	30.7.5	第1回 糖尿病個別バス委員会	当院職員及び地域医療関係者	2	6	8
10	30.7.6	5大がん個別バス委員会作業部会(アクションプラン、運用状況、他)	当院職員及び地域医療関係者	1	2	3
11	30.7.10	第2回 庄内南部地域連携バス推進協議会全体会(各個別バス委員会の報告、運用状況、学術講演会について)	当院職員及び地域医療関係者	24	32	56
12	30.7.10	第3回 大腿骨個別バス委員会(バス学会について、トリクス分類による退院時アカム 他)	当院職員及び地域医療関係者	8	11	19
13	30.7.10	第3回 脳卒中個別バス委員会(アクションプランの進捗状況について、酒田地区との調整について 他)	当院職員及び地域医療関係者	3	8	11
14	30.8.16	大腿骨個別バス委員会(リアンス研修作業部会(転院)、リアンスの改善、新アカムでのハリアンス入力について 他)	当院職員及び地域医療関係者	3	8	11
15	30.8.24	第1回 5大がん個別バス委員会 →アクションプラン、ICT化について---	当院職員及び地域医療関係者	7	7	14
16	30.9.1	地域連携バス多職種シンポジウム(医療と介護をつなぐ多職種研修会)	当院職員及び地域医療介護福祉従事者(ほか)	15	81	96
17	30.9.11	脳卒中個別バス委員会作業部会(維持期連携強化チーム)	当院職員及び地域医療関係者	2	8	10
18	30.9.13	大腿骨個別バス委員会(リアンス研修作業部会(大腿骨個別バスシステム改修について))	当院職員及び地域医療関係者	2	9	11
19	30.10.1	第4回 庄内南部地域連携バス推進協議会全体会(バス学会学術集会予演会について)	当院職員及び地域医療関係者	21	31	52
20	30.10.19	5大がん個別バス委員会作業部会(CT化に向けた検討)	当院職員及び地域医療関係者	3	5	8
21	30.11.05	大腿骨個別バス委員会作業部会(大腿骨個別バスシステム改修について)	当院職員及び地域医療関係者	1	11	12
22	30.11.13	第4回 庄内南部地域連携バス推進協議会全体会(バス学会報告会について)	当院職員及び地域医療関係者	25	33	58
23	30.12.7	5大がん個別バス委員会作業部会(CT化に向けた検討)	当院職員及び地域医療関係者	5	6	10
24	30.1.18	5大がん個別バス委員会作業部会(CT化に向けた検討)	当院職員及び地域医療介護福祉従事者(ほか)	5	6	11
25	30.2.8	5大がん個別バス委員会作業部会(CT化に向けた検討)	当院職員及び地域医療関係者	6	3	9
26	30.3.12	第5回 庄内南部地域連携バス推進協議会全体会(本年度のまとめについて)	当院職員及び地域医療関係者	23	34	57
27	30.3.12	第4回 大腿骨個別バス委員会(大腿骨バスシステム運用後、アクションプランのまとめ 他)	当院職員及び地域医療関係者	4	12	16
28	30.3.12	第4回 脳卒中個別バス委員会(運用状況、アクションプランのまとめについて 他)	当院職員及び地域医療関係者	10	14	24
29	30.3.15	第2回 5大がん個別バス委員会 →5大がんバスの電子化について、他---	当院職員及び地域医療関係者	11	8	19
				258	419	677

平成30年度 緩和ケア関係研修会

R元年.8月.

NO	実施日	研修会名	研修内容				
			対象	院内	院外	合計	
1	H30.11(水) 4月	第1回 地域緩和ケア症例検討会	・鶴岡協立病院の症例:①進行胃癌、肋骨転移、②進行食道癌、S状結腸癌の2症例	医療、介護、福祉従事者	4	34	38
2	5月 9(水)	第2回 地域緩和ケア症例検討会	・訪問看護ステーションハローナースの症例:神経膠芽腫(末期)	医療、介護、福祉従事者	4	27	31
3	5(月)	第1回 緩和ケアを学ぼう会	・事例紹介:「余命が長くないと悟り自宅で最期を望んだ胆管癌末期男性の介護事例」 ・発表者:ケアプランセンターアライブ 介護支援専門員 本宮多希子氏 ・事例紹介:「その日のために…~心をひとつにして迎えた看取り~」 ・発表者:有料老人ホームエタニティハウスひまわりリーダー 佐藤桂氏 ・講義:「本人の意向に沿った人生の最終段階における意思決定を支えるために」 ・講師:鶴岡市立在内病院 内科医長・緩和ケアチーム 医師 和泉典子氏	医療、介護、福祉従事者	10	131	141
4	6月 13(水)	第3回 地域緩和ケア症例検討会	・ハート調剤薬局七日町店の症例:肺癌、ALS、覚醒剤精神神経障害	医療、介護、福祉従事者	5	23	28
5	20(水)	第1回 緩和ケアスキルアップ研修会	・講演:「口腔癌治療後の嚥下障害について」 ・講師:在内病院 歯科口腔外科 副主任医長 武石越郎氏	医療、介護、福祉従事者	13	47	60
6	22(水)	第1回 出張講演会	・寸劇:「自分のもしもをを考え、身近な人に伝えよう」 ・講演:「人生の最終段階における意思決定を支えるために」 ・講師:鶴岡市立在内病院 内科・緩和ケアチーム 医師 和泉典子氏	鶴岡市保健衛生推進員	0	129	129
7	26(火)	第1回 出張緩和ケア	・特別養護老人ホーム山水園:講義「看取りの中での関わり」 ・講師:訪問看護ステーションとて 代表 緩和ケア認定看護師 鈴持朝子氏	医療、介護、福祉従事者	0	39	39
8	7月 11(水)	第4回 地域緩和ケア症例検討会	・在内病院の症例:進行胃癌	医療、介護、福祉従事者	8	23	31
9	8月 8(水)	第2回 緩和ケアスキルアップ研修会	・講演:「三友堂病院での緩和ケア認定看護師の役割と活動の実際」 ・講師:三友堂病院 がん疼痛看護認定看護師 渡部 芳紀氏	医療、介護、福祉従事者	10	34	44
9月	11(火)	第5回 地域緩和ケア症例検討会	・事例紹介:「ささえるを支える」 ・発表者:指定居宅看護支援事業所 澄花 管理者 兼介護支援専門員 菅原美穂氏 ・事例紹介:「Tさんとご家族の想いに寄り添つて~最期までのままのあなたでいらっしゃれますように~」 ・発表者:特別養護老人ホームおおやま 介護員 寒河江 実氏 ・講義:「利用者の意思決定を支えるために」~利用者の気持ちに配慮したコミュニケーション~ ・講師:鶴岡市立在内病院 緩和ケア認定看護師 阿部美知子氏	医療、介護、福祉従事者	12	88	100
10	11(火)	第2回 緩和ケアを学ぼう会	・介護老人保健施設みすはしょう:講義「喪失、悲悼、死別及びミニケーションの講義とロールプレイ」 ・講師:訪問看護ステーションとて 緩和ケア認定看護師 鈴持朝子氏	医療、介護、福祉従事者	0	61	61
11	11(火)	第1回 出張緩和ケア研修	・訪問看護ステーションきずな症例:肺小細胞癌、塵肺	医療、介護、福祉従事者	3	37	40
12	12(水)	第5回 地域緩和ケア症例検討会	・訪問看護ステーションハローナース:講義「シン・浮腫について」 ・講師:在内病院 看護師 岛井 宏美氏	医療、介護、福祉従事者	0	13	13
13	10月 3(水)	第2回 出張緩和ケア研修	・介護老人福祉施設池幸園の症例:慢性腎不全、腎性貧血	医療、介護、福祉従事者	3	27	30

No	実施日	研修会名	研修内容	対象	院内	院外	合計
15	10(土) 第2回 出張講演会	・講義：「最期まで自分らしく生きるために～自分や大切な人の「人生観」や「もしものとき」を話し合うこと～今を大切に生きよう～」 ・講師：鶴岡市立庄内病院 内科・緩和ケアチーム 和泉 典子氏 ・寸劇：	・講義：「最期まで自分らしく生きるために～自分や大切な人の「人生観」や「もしものとき」を話し合うこと～今を大切に生きよう～」 ・講師：鶴岡市立庄内病院 内科・緩和ケアチーム 和泉 典子氏	一般	0	100	100
16	11月 14(水) 第7回 地域緩和ケア症例検討会	・日本調剤庄内薬局の症例：膀胱癌、骨・粗鬆症 ・第六学区ミセン：講演「人生の最終段階における意思決定を支えるために」 ・講師：鶴岡市立庄内病院 緩和ケア認定看護師 上林沙希子氏	・医療、介護、福祉従事者	2	20	22	
17	20(火) 第4回 出張緩和ケア研修	・訪問看護ステーションハロー～ナースの症例：進行性非小細胞肺癌（末期）	・医療、介護、福祉従事者	0	44	44	
18	12月 12(水) 第8回 地域緩和ケア症例検討会	・庄内病院の症例：盲腸癌 ・講義：「最期まで自分らしく生きるために～自分や大切な人の「人生観」や「もしものとき」を話し合うこと～今を大切に生きよう～」 ・講師：鶴岡市立庄内病院 内科・緩和ケアチーム 和泉 典子氏 ・寸劇：	・医療、介護、福祉従事者	4	31	35	
19	H31 1月 9(水) 第9回 地域緩和ケア症例検討会	・講義：「最期まで自分らしく生きるために～自分や大切な人の「人生観」や「もしものとき」を話し合うこと～今を大切に生きよう～」 ・講師：鶴岡市立庄内病院 内科・緩和ケアチーム 和泉 典子氏 ・寸劇：	・医療、介護、福祉従事者	6	24	30	
20	11(金) 第3回 出張講演会	・講義：「最期まで自分らしく生きるために～自分や大切な人の「人生観」や「もしものとき」を話し合うこと～今を大切に生きよう～」 ・講師：鶴岡市立庄内病院 内科・緩和ケアチーム 和泉 典子氏 ・寸劇：	・医療、介護、福祉従事者	0	41	41	
21	2(土) 第4回 出張講演会	・講義：「最期まで自分らしく生きるために～自分や大切な人の「人生観」や「もしものとき」を話し合うこと～今を大切に生きよう～」 ・講師：鶴岡市立庄内病院 内科・緩和ケアチーム 和泉 典子氏 ・寸劇：	・医療、介護、福祉従事者	0	94	94	
22	2月 13(水) 第10回 地域緩和ケア症例検討会	・訪問看護ステーションきずなの症例：肺臓癌、多発性肝転移、癌性腹膜炎、卵巢腫瘍 ・講演：「生きる！おいしい、食べたい」を支えに～起業10年間の挑戦とこれから～ ・講師：株式会社とよみ 代表取締役 小川豊美氏	・医療、介護、福祉従事者	3	36	39	
23	2月 20(水) 第3回 緩和ケアスキルアップ研修会	・事例紹介：「余命3ヶ月」と宣告され、1人暮らしでも最期まで自分らしく生きた2年間」 ・発表者：ケアプランセンターふきのどう管理者 主任介護視線専門員 森屋美香氏 ・事例紹介：「薬剤師がいると楽！在宅緩和ケア」 ・発表者：篠田訪問薬局 薬剤師 篠田太朗氏 ・講義：「取りのケア」 ・講師：鶴岡市立庄内病院 緩和ケア認定看護師 上林沙希子氏	・医療、介護、福祉、従事者	7	37	44	
24	3月 5(火) 第3回 緩和ケアを学ぼう会	・ケアプランセンター大地の症例：右上葉肺扁平上皮癌	・医療、介護、福祉従事者	9	71	80	
25	3月 13(水) 第11回 地域緩和ケア症例検討会	・ケアプランセンター大地の症例：右上葉肺扁平上皮癌	・医療、介護、福祉従事者	6	14	20	
		・合 計	・合 計	109	1225	1334	

平成30年度 救急教育研修会

No.	内容	対象者	院内	院外	合計
1	JCLLS	院内職員	16	1	17
	合計		16	1	17

平成30年度 医師 各科症例検討会・研修会

No.	科	開催日程	対象者	院内	院外	合計
1	小児科	症例検討会 年4回 各15名参加 (院内:10名、院外:5名) 研修会 年2回 7月、10月 新生児蘇生法講習会 各15名参加 (院内:10名、院外:5名)	当院医師及び地域の医師等	60	30	90
2	外科	症例検討会 年12回 毎月第1水曜日 各20名参加 (院内:18名、院外:2名)	当院医師及び地域の医師等	216	24	240
3	整形外科	症例検討会 年12回 每月第2月曜日 各11名参加 (院内:8名、院外:3名)	当院医師及び地域の医師等	96	36	132
4	歯科口腔外科	症例検討会 年8回 各5名参加 (院内:3名、院外:2名)	当院医師及び地域の医師等	24	16	40
	合計			396	106	502

鶴岡市立荘内病院 教育研修研究委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会を、鶴岡市立荘内病院教育研修研究委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、荘内病院及び地域医療機関等に勤務する職員等（以下、「職員等」という。）の資質の向上に努め、それぞれの職場において広くその能力を發揮できるように育成することを目的とする。

(構成)

第3条 委員会の委員は、院長が指名する下記の委員で構成する。ただし、委員の任期は定めない。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 医師代表 | 3名 |
| (2) 看護師代表 | 2名 |
| (3) コ・メディカル代表 | 2名 |
| (4) 図書管理委員会委員長 | 1名 |
| (5) 地域医療連携室 | 1名 |

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長は病院長が委嘱する。

3 副委員長は委員長が指名し、委員会で承認する。

(所掌事項)

第5条 委員会は、第2条に規定する目的達成のため、次の各項に掲げる業務を行う。

- (1) 各専門委員会から提出される年間の研修研究計画の統括
- (2) 当院職員並びに地域における医療機関等の従事者を対象とした講演会・勉強会等の企画及び運営
- (3) その他職員等の資質向上又は育成のために必要な事項

(委員会の開催)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集開催する。

(委員会の成立要件)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(専門委員会)

第8条 委員会は、必要に応じ医師及び看護師並びにコ・メディカルの各部門に専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の構成及び運営その他必要な事項は別に定める。

(事務局)

第9条 委員会に関する事務局は、総務課に置く。

附 則

この要綱は、平成20年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	院長 三科 武
管理担当者氏名	各担当部署

	保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約	カルテ庫	年度ごと、患者ごとに保管管理
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	地域医療連携室 年度ごと保管管理
	救急医療の提供の実績	救急センター PDF等での管理
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	研修会を実施した各委員会又は部署毎 各委員会又は部署毎に保管管理
	閲覧実績	地域医療連携室
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	医事課 月別及び診療科ごとに保管管理

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	副院長兼地域医療連携室長 鈴木 聰
閲覧担当者氏名	地域医療連携室 [REDACTED] [REDACTED]
閲覧の求めに応じる場所	地域医療連携室
閲覧の手続の概要	
<p>鶴岡市立荘内病院に患者を紹介しようとする医師、歯科医師及び地方公共団体から諸記録の閲覧を求められた時は、「地域医療支援病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧についての取り扱い規程」に基づき対応する。なお対応は地域医療連携室で行う。</p>	
<p>【手続き】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「閲覧申出書」により閲覧を申し出る。 ② 閲覧の取り扱いは月曜日から金曜日（国民の祝日及び休日並びに年末年始休日を除く）までの午前9時から午後4時までとする。 ③ 閲覧場所は、地域医療連携室で行う。 	

前年度の総閲覧件数	0件	
閲 覧 者 別	医師	0件
	歯科医師	0件
	地方公共団体	0件
	その他	0件

地域医療支援病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧についての取扱い規定

1. 趣旨

この規程は、医療法（昭和 24 年法律第 67 号）第 16 条の 2 第 5 号に規定する地域医療支援病院が閲覧に供する諸記録の閲覧の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2. 閲覧できる者

諸記録を閲覧できる者は、法令の規定に従い次の者とする。

- (1) 鶴岡市立荘内病院（地域医療支援病院）に患者を紹介しようとする医師
- (2) 鶴岡市立荘内病院（地域医療支援病院）に患者を紹介しようとする歯科医師
- (3) 地方公共団体（医療法第 16 条の 2 第 5 号及び医療法施行規則第 9 条の 17）

3. 閲覧できる諸記録

閲覧できる諸記録は、法令の規定に従い次の実績を明らかにする諸記録とする。

- (1) 共同利用の実績
- (2) 救急医療の提供の実績
- (3) 地域等の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績
- (4) 閲覧実績
- (5) 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

4. 閲覧の手続

- (1) 諸記録を閲覧しようとする者は「閲覧申出書」により閲覧を申し出るものとする。
- (2) 閲覧の取扱いは、月曜日から金曜日（国民の祝日及び休日並びに年末年始休日を除く。）までの午前 9 時から午後 4 時までとする。

5. 閲覧の場所及び事務担当

- (1) 閲覧場所は、地域医療連携室とする。
- (2) 閲覧に関する事務は、地域医療連携室が担当する。

この規程は、平成 17 年 1 月 25 日から施行する。

閲 覧 申 出 書

平成 年 月 日

鶴岡市立莊内病院

院長 様

住 所

申出人 医療機関名

氏 名 印

電話番号 — —

地域医療支援病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧についての取扱規定に基づき、
下記により病院の診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧を申し出ます。

記

閲覧を希望する記録

- 共同利用の実績
- 救急医療の提供の実績
- 地域等の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績
- 閲覧実績
- 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

備 考

(様式例第18) 委員会の開催の実績

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要について前年度のものを記載すること

委員会の開催回数 4回

委員会における議論の概要

平成30年度

第1回 鶴岡市立荘内病院 地域医療連携推進協議会

開催日 平成30年6月19日(火) 午後7:00~

会場 鶴岡市立荘内病院 3階 講堂

出席人数 委員:12名 事務局:7名

報告と協議事項

①29年度実績(FAX紹介状況等)

②山形県がん診療に携わる医師のための緩和ケア研修会について

第2回 鶴岡市立荘内病院 地域医療連携推進協議会

開催日 平成30年9月18日(火) 午後7:00~

会場 鶴岡市立荘内病院 3階 講堂

出席人数 委員:13名 事務局:7名

報告と協議事項

①「荘内病院と協力医の懇談会」の開催について

②診療情報提供書のNet4U活用について

第3回 合同懇談会(地域医療連携推進協議・鶴岡地区医師会・登録医

・荘内病院医師・看護師)

開催日 平成30年12月18日(火) 19:00~

会場 東京第一ホテル鶴岡 2階 鶴の間

出席人数 60名(推進委員11名、医師会・登録医11名、荘内病院医師11名

看護師17名、事務局10名)

話題提供

- ・第一題 「急性心筋梗塞地域連携パス運用状況から見えてきた課題」
〔荘内病院リハビリテーションセンター副技師長〕 渡部/美穂 氏
- ・第二題 「特定行為研修を修了した認定看護師の活動」
〔荘内病院集中治療センター看護主任〕 三浦/良哉 氏
- ・第三題 「荘内病院トクタ出前講座を実施して」
〔荘内病院地域医療連携室主任〕 原田/真弓 氏

第4回 鶴岡市立荘内病院 地域医療連携推進協議会

開催日 平成31年3月19日(火) 午後7:00~

会場 鶴岡市立荘内病院 3階 講堂

出席人数 委員:13名 事務局:7名

報告と協議事項

- ①平成31年度山形県がん診療に携わる医師のための緩和ケア研修会について
- ②荘内病院と登録医・医師会懇談会について
- ③31年4月からの診療体制について
- ④研修医の体制について

患者相談を行う場所	<input checked="" type="checkbox"/> 相談窓口 <input type="checkbox"/> 相談室 <input type="checkbox"/> その他(各病棟・外来)
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	M S W [REDACTED] M S W [REDACTED] M S W [REDACTED]
患者相談件数	824件
患者相談の概要	
別紙のとおり	

【講じた対策】

- ・患者を取り巻く諸問題が多様化、複雑化（高齢者世帯、親族との関係疎遠者の増）し地域医療連携がさらに重要となっており、多職種との信頼関係の構築に努めた。
- ・退院後に必要な在宅サービスを速やかに導入するため、退院前にカンファレンスを開催し、病院スタッフと患者さん、家族を交えての現状確認、課題、退院後のサービス等を話し合った。
- ・スタッフ間においても意識の差があることから、病棟に出向いての振り返り研修を行った。

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

平成30年度 荘内病院における医療ソーシャルワーカー相談件数

相談分類		入院	外来
大分類	小分類		
社会保険 経済問題	医療費、生活費について	29	7
	社会保障について	22	2
	年金制度	3	0
社会福祉 関係法	福祉制度全般	20	2
	介護保険制度	58	8
	身体障害者手帳制度	65	13
退院支援	退院後のことについて	242	3
	在宅支援について	120	9
	転院について	123	1
療養上 の問題	受療援助	2	8
	療養中の生活	5	9
その他 の問題	心理的な問題	1	1
	書類について	15	10
	労働について	7	3
	家族関係について	30	6
合 計		742	82
		824	

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有
・評価を行った機関名、評価を受けた時期	
【機関名】公益財団法人日本医療機能評価機構	
【時期】2007年1月22日、2012年4月6日、2016年12月21日	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有
・情報発信の方法、内容等の概要 ホームページでの紹介、紹介DVDの作成、 広報誌「地域医療連携室たより」「黎明」を発行し、患者、地域住民、医療関係者に 地域医療機関との連携及び役割分担について情報発信している。	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有
(退院調整部門の概要) 退院後の様々な生活ニーズ、課題を持つ患者家族に対して、安心して療養生活が送れるよう にソーシャルワーカーと看護師が協力して退院調整を行っている。	
(調整内容) 施設入所、転院の場合：施設、転院先の情報提供と申請手続きの説明、施設、転院先との 情報提供・情報交換 在宅療養：診療所、訪問看護、ケアマネジャーへの情報提供と情報交換 病棟看護師との連携と退院支援指導 家族関係、介護者の問題、生活上の問題等：福祉課、包括支援センター等 との連携	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有
(策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容) 大腿骨近位部骨折・脳卒中・糖尿病・5大がん・心筋梗塞・認知症	
(地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み) 庄内南部地域連携パス推進協議会を設立し、地元医師会と連携しながら運営している。 月1回の定例会の他、疾患ごとの部会も開催している。	